

貞享騒動とその時代 ——多田加助——

< 前編 >

安曇野市教育委員会

教育部文化課

逸見 大悟

はじめに

1、人物史を学ぶ今年度の検定準備講座

多田加助だけを偉人として顕彰するのではない。

歴史の大きなうねりの中で動かざるを得なかった。

→その後の時代の中で多田加助という人物像が創り上げられてきた。←このことに注意しておきたい。

2、本講座の構成

(1) <前編> 貞享騒動の一連の動きと時代背景

貞享騒動のキーワードともいえるべき「忒斗五升」、これは一体どういう意味でしょうか？

(2) <後編> 多田加助の人物像と「義民」への歴史的評価

…ただし、貞享騒動をめぐるのは、様々な解釈があり、「これが正しい」と断定できる事柄が少ない。

研究テーマとしては非常に困難——今後も新たな解釈や評価が生まれてくる可能性あり。

一、貞享騒動のあらまし

時は貞享 3 年… 5 代将軍・徳川綱吉の時代

松本城主は水野忠直の治世（寛文 8 年(1668)–正徳 3 年(1713) 松本城主水野氏の 3 代目）

1、騒動の発端

村々から年貢の徴収を担当する納手代らが増徴を行う。

年貢籾を俵に詰める際、

- ・のぎ踏みみがきという作業を行うこと。
- ・玄米にして 3 斗 4、5 升挽きになるように詰めること。

←百姓らの反発を買い、藩役人とのもめ事になる。

2、騒動の経緯

10 月 14 日 中萱村の多田加助ら、年貢負担の軽減を訴え、松本藩の役所へ越訴。

10 月 15・16 日ごろ 近隣から多くの百姓が城下に集まり、打ちこわしを行う。

10 月 16 日 郡奉行、一部の負担を軽減する旨、回答（第 1 次回答）。

——一部の百姓は帰村するも、加助たちは年貢籾の 2 斗 5 升挽きを主張して居座る。

10 月 18 日 家老、百姓側の訴えを全面的に聞き届ける旨、回答（第 2 次回答）。

——百姓たちは全員帰村。

3、首謀者の処罰

11 月 松本藩、村々へ通達した第 2 次回答書の返上を求める。

11 月 15 日 騒動の首謀者らの捕縛が始まる。

11 月 22 日 加助ら 28 名、出川・勢高の刑場で処刑される。

二、村と藩の対立——のぎ踏みみがきと「三斗挽き」

1、松本藩の年貢のしくみ

(1) 年貢の内訳

年 貢	
本年貢（本途・物成・取箇ともいう） ・田畑に賦課される。 基本的には米納——松本藩では粃納 ←貯蔵法として保存性や保湿性で優位 但し、江戸藩邸への廻米分は米納 ←輸送・販売上の利便性	小物成（その他の雑税）の一例 ・山野からの収益への課税——野手・山手（銀貨） ・本百姓の労働力への課税——屋丁（労働又は銀貨） ・特産物への課税 ——楮（紙の材料としての原物又は銀貨） ・職人等への課税——大工役（銀貨）

一口に年貢と言っても、様々。→貞享騒動では、主に本年貢の収納の仕方が問題となりました。

(2) 本年貢の賦課のしかた

① 検地——田畑の基礎調査

- ・田畑の場所、反別（面積）、等級、耕作者の調査
- ・等級ごとに斗代（石盛）を定め、分粃を計算。

斗代…1反当りの米の標準収穫

分粃…斗代に村の田畑全体の面積をかけたもの 分粃＝（田畑の等級ごとの斗代×面積）の合計
→これらの項目が検地帳に記載される。——年貢賦課の基礎となる台帳。

松本藩では、慶安2年(1649)から慶安5年まで行われ、その後、新田開発や畑田成りなど、田畑の異動があった場合は、その都度、時期をみて追加の検地が行われた。

② 検見——毎年行われた作柄の検分

年貢を賦課する前に、藩の役人（納手代、代官、奉行ら）により実施。

③ 村への賦課（個人ではない）

個人・世帯ではなく、村への賦課→庄屋が各家の負担分を割り当て

$$\text{分粃} - \text{引き分} = \text{定納高（年貢として納める石高）}$$

i) 引き分

- ・屋敷引き等の永年の減免分——ほぼ固定
- ・天候不順や病災害による減免分——検見によって毎年変動

ii) 税率（租率）——五公五民で固定

粃納を採用する松本藩では、税率の計算が省略されている。

- ・村高く玄米が基準——村で収穫した粃全部を米にした場合の量

ただし、税率は五公五民で固定なので、（引き分がなければ）その半分の量が定納高となる。

ただし、松本藩では基本的に粃納→粃を摺って玄米にすると量が半分になると想定。

→玄米にする前の粃の量は、玄米の2倍あったと考える。

つまり、

$$\text{村高} \times \frac{1}{2} \times 2 = \text{分粃}$$

（村高を分粃に読みかえている）

よって、分粃から諸々の引き分を除いた残りが定納高（年貢高）となる。

④ 村内の各家への賦課——定納高をもとに庄屋ら村役人が配分

(3) 水野氏時代の年貢収納の実際

① 摺歩——粃と玄米の換算率

摺歩とは、粃を挽いて玄米にした際、実際にどのくらいの量になるかの割合

- ・(2) ③ ii) によれば、摺歩は 0.5 (5 分) となる。→粃 1 斗あたり玄米 5 升

——俵詰めをする時に、粃 5 斗入れて玄米 2 斗 5 升となるように。

- ・堀田氏（正盛）の時代（寛永 15 年(1638)－寛永 19 年(1642)）から、

1 俵あたり粃 5 斗 3 升入れて玄米 3 斗となるように定められる。

摺歩が 0.6 (6 分) とされた。→粃 1 斗あたり玄米 6 升（それまでも、徐々に増税されてきていた。）

- ・1 俵あたり粃 5 斗 3 升、玄米 3 斗挽き（摺歩 6 分）が水野氏にも引き継がれる。

（倉科明正『貞享騒動の正しい理解』（1996 年）6 頁）

② 宛挽き——納手代による粃のチェック

生育状況によるしいな（実のない粃）の度合い、乾燥度、のぎ等の残滓量等によって、俵に詰められた米の量が変わる。

→宛挽き…実際に一定量の粃摺りをして摺歩を量って確かめる。

納手代が立ち会って粃を検査し、俵に入れる粃の量を調整

→宛挽きを厳しくしたために、検分を担当した納手代と村方の百姓との対立が強まる。

③ のぎ踏みみがき（踏み摺りみがき）…当時の粃に付いていた長いのぎを取る作業。

←実際に俵に詰める粃の量をかさ増し——のぎ踏みみがきは、かなりの重労働だった。

松本藩では、度々のぎ踏みみがきを行おうとしたが、村方の反発により実現はしていなかった。

③' 「こぼれ粃（溢粃）」について

「こぼれ粃」——多収穫品種、脱粒性高い、天候不順に強い、

土地を選ばず寒さに強い→松本地方で盛んに栽培。

食味に劣る——「赤米にて無類の悪米」と呼ばれた。

⇔「真粃」——味が良い、換金比率が高い。

松本藩の年貢全体に占める真粃の割合

- ・延宝年間 7～8%
- ・享保年間 30%台→幕末までこのくらいの比率で推移。

こぼれ粃…長いノギが特徴。現在のどの品種に当たるかは不明。

貞享年間の中萱村周辺

勘左衛門堰の開削（貞享 2 年）——でもまだ水が充分に届かない。

厳しい環境でも強靱な生産力を持っていたこぼれ粃が多く栽培された。

（福嶋紀子『赤米のたどった道 もうひとつの日本のコメ』

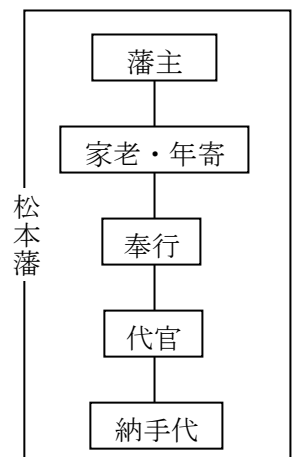
（吉川弘文館・2016 年））

2、村方の窮乏と藩財政の逼迫

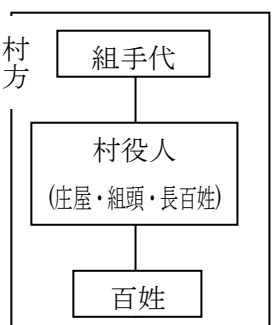
(1) 飢饉——農村にも藩にも大きな打撃

- ・寛文の大飢饉（寛文 6-10 年(1666-70)）
- ・延宝の飢饉（延宝 2-3 年(1674-75)、延宝 8-9 年(1680-81)）

村と藩の主な職制



村方



(2) 米価の下落に伴う藩財政の窮乏 (天和 3 年(1683))

(3) 藩の出費増加

- ・ 例年の参勤交代

- ・ 越後高田藩・松平家改易に伴う在番 (延宝 9 年(1681)-天和 2 年(1682))

長尾組からも郷夫として 47 名を派遣。

3、村方と藩の対立は貞享 3 年以前から始まっていた！【関連年表】

寛文 9 年(1669) 初めてのぎ取りを計画←百姓らの訴訟により赦免

延宝 2 年(1674) 不作による訴訟→上中萱村庄屋・彦三郎 (のちの加助) らが蔵込の刑を受ける。

延宝 7 年(1679) 不作→代官、今年は作違いといえども、訴訟に出てはならぬとの禁令を出す。

延宝 8 年(1680) のぎ踏みみがきに係る訴訟起こる。

(『信州長尾組与手代御用留日記 上巻』 550～556 頁参照)

9 月 25 日 内証の宛挽きを行うため、各組 2 石ずつ下台所 (松本城内?) へ運ぶよう指示あり。

(本来、宛挽きは、村役人ら百姓側立会いの上で行われる。)

9 月 26 日 長尾組内から納められた舂俵でも内証の宛挽きが行われる。

9 月 28 日 長尾組・上野組の百姓ら、のぎ取りについて代官に直訴。

9 月 30 日 長尾組組手代・甕左五兵衛、訴訟の際に代官へ強い発言があった科により中萱村の八郎兵衛に蔵込めを申し付ける。

10 月 2 日 代官、収納手続きを行っている納手代と、年貢収納用の枡を引き揚げさせる。また長尾組に 28 日の訴訟の頭人 (首謀者) を詮索するように命ずる。頭人が発見できない場合は、クジを取り、10 人に籠舎か蔵込めを申付けるよう指示。

甕左五兵衛、百姓中を長尾村観音堂 (平福寺) に集め、翌日朝まで詮議するも、頭人見つからず。

10 月 3 日 甕左五兵衛、自宅に逗留中の代官に、長尾組の者が先立って訴訟に出たことを謝罪し、取り上げられた年貢収納用の枡の返付を歎願。代官、これを聞き入れ、訴訟の詮議のため上野組へ移動。

10 月 6 日 代官、のぎ取り免除等を通達する。八郎兵衛、蔵込めを解かれる。

- ・ のぎ取りは免除する。

- ・ しいななどがないようによくあおって納めること。

- ・ 春・夏土用を過ぎて (乾燥して目減りして) も三斗挽きあるようにすること。

- ・ もし三斗ないときは、来年またのぎ取りを命ずる。

延宝 9 年(1681) 各村の庄屋の罷免

- ・ 上中萱村庄屋・彦三郎、楡村庄屋・善兵衛…「身上罷り成らず」 (→以後、彦三郎は加助を名乗る。)

- ・ 一日市場村庄屋・角右衛門…無筆

三、貞享騒動おこる！

貞享騒動の経緯については、様々な話が残されていますが、まずは、ほぼリアルタイムで書かれたと思われる、「郷中訴訟之事控」から流れを追ってみましょう。

「郷中訴訟之事控」(河辺訴訟記) …松本宮村町 (松本中央 3 丁目) の庄屋・河辺氏の控え

1、発端は百姓と納手代の対立から【史料 1】

(1) 納手代の指示と百姓の歎き

納手代の指示

- ・ 粃を「よくよく日に干し、砂の如くに」する。
→半切り桶や箱などに入れ、新しい草鞋を履いて踏み摺りみがきをする。又は、臼に入れて「かぢ」をする。
→よくあおって計量して俵に詰める。
- ・ 俵に詰めるとき、粃にして 5 斗 8～9 升、挽き米にして 3 斗 4～5 升あるようにせよ。

百姓側の難渋——こうなってしまうたら、次第に難渋が募り、「迷惑千万」

(2) 中萱村での争論

① 中萱村の百姓の主張

「このように強い収納をされたのでは、百姓の食い物はなくなり、困窮渴命に及ぶ。その上まだ粃様が悪いなどと申されたのでは、私どもはもう納めることはできないから、早々に他村へお移り下さい。」→百姓側と納手代との間で口論

② 加助の申し立て

加助、納手代の前に出て難渋を申し立て。

納手代、杖で打ちかかる。加助の弟・嘉兵衛、納手代に飛びかかり喧嘩となる。大勢の百姓も納手代に刀を抜かせようとしない。→村役人が双方をなだめる。

2、騒動の発生【史料2】

(1) 「何れの村より出だしけん」——車廻状で百姓ら城下に集結

車廻状…発頭村を隠すため、村名を車状に書き連ね出した廻状

——10月14日未明、百姓ら松本城下に集結。その後も続々とやってくる。

3、加助たちの訴え【史料3】

10月14日、5ヶ条（一説には38ヶ条ともいわれる）の訴状を提出。

「張番所へ訴状差し上げ」とあるが、口頭での内容の説明もあっただろう。

(1) 第1条 のぎ踏みみがきを撤廃すること

- ・ 今年の不作——年貢は半分も出せない上にのぎ踏みみがきは迷惑。

(2) 第2条 2斗5升挽きへ戻すこと

- ・ 3斗挽きをやめ、先年どおりの2斗5升挽きにしてほしい。

(3) 第3条 大豆金納分を粃値段にすること

- ・ 松本藩では、粃納のうち、20分の1を大豆で納めることになっていた。

さらにこのうちの半分は金納だった。

——大豆を金銭に換えて納める年貢なので、大豆の相場で納めるのが普通。

→ところが、天和2年から大豆の値段が粃の値段より高くなってしまっていた。

そこで大豆金納分を粃の相場で納めさせてほしい、と要求した。

←大豆納といっても、もともとは粃の代納なので粃値段は妥当ということ。

田中薫氏は、特に凶作直後の延宝4年、天和元・2年の粃・大豆の値段差が大きく、大豆が異常に高値であることを指摘。

「自然な状態の物価変動とはとらえ難いものがあり、どうしても恣意的なものを感じてしまうのである。そこには凶作時における財政悪化を一気に取り戻したいとする露骨なほどの策略が見える。」

(田中薫『貞享義民一揆の実像』(信毎書籍出版センター・2002年)(以下、『実像』と略す。)109頁)

(4) 第4条 江戸廻米に係る差米及び駄賃の負担を軽減すること

① 江戸・甲府御払い米＝江戸廻米…江戸藩邸用の費用米や給与米を松本から江戸へ回送するもの。
年貢として納めた粃を米にして移出。

② <前半>「差米」の負担軽減要求…諸説あり。

i) 横山篤美氏説

- ・1俵につき1升の欠米・差米——「公儀御定」であり、ほかの領地でも行っていたこと。
——「一揆の首謀者である村役人らの、知見のほどが疑いたくなる」と批判。

(横山篤美『粃の乱』(家の光協会・1987年)87頁)

ii) 田中薫氏説

- ・従来の解釈：江戸米 1俵あたり米3斗+欠米1升←これを否定。
- ・『長尾組与手代日記』延宝6年(1678)の項
一俵につき3斗1升入れのところ、さらに欠米を7、8合入れることとなった、とある。
→延宝6年で欠米7～8合が、貞享3年ころには1升到まで増額していたのではないか。

(『実像』106頁)

——ただし、『長尾組与手代日記』の該当箇所は欠損が多く、精確には読み取れない。

また、欠米については、その後どういう変遷をたどったか不明。

iii) 「差米」と「欠米」の違いに着目して…(私見ですが…)

- ・差米…江戸時代、米の品質検査のため、俵に米差という竹筒を入れて抜き出した米。
またその手数料として検査に立ち会う港湾労働者等が取った1俵あたり5合ほどの賃米。
- ・欠米…輸送中の米の目減り分を補うために2～5合ほどで俵に入れた米。
- ・百姓の訴状と藩の回答書との矛盾点

百姓の訴状【史料3】「さし米」	} 表記が違うのはなぜ?→	水野忠職の禁令【史料4】に ヒントがありそう。
藩の回答書【史料8】「欠米」		

→【史料4】では、「指し米」と偽って「欠米」を徴収している状況を厳しく批判。

つまり、【史料6】の貞享3年段階でも同様のこと(「さし米」の名目で「欠米」の徴収)をやっていた、と藩が認めた。

(←百姓は「さし米」と(ある意味で気を遣って?)言っているにもかかわらず。)

→藩は、欠米は徴収しないと約束。但し、今後の港などでの差米の徴収を念頭に置いて、藩の判断だけではどうすることもできないので、あえて従来の「差し米」という名の「欠米」を認めて、これを撤廃したのではないか。

③ <後半>江戸廻米の費用

- ・津出し五里は百姓側で運送。それ以降は藩で駄賃を負担【史料4】。

(津) (5里地点) (里地点以降)

江戸米…保福寺峠～浦野(上田市浦野)～上州倉賀野(船に積替え)～江戸

甲州米…塩尻峠～金沢(茅野市金沢)～甲州鯉沢(船に積替え)～江戸

但し、金沢までは7里あるため、2里分の駄賃は藩が負担。

- ・津出し五里——百姓側で運送するにも良い馬がいいため、業者に委託することになる。

→1駄あたり570文の負担は重い。

——近年は江戸米より甲州米の方が多くなり、さらに甲州米も塩尻や甲府で販売されてしまうとのことで、事実上、廻米ではないので、津出し五里の義務はない（『実像』107頁）。

→松本藩領の境目からの百姓の負担を撤廃してほしい。

(5) **第5条** 小人に支払う余内金負担を撤廃すること

- ・小人…藩役所で雑役を行う奉公人。使い走りや荷物の運搬などを行ったものか。
- ・余内金…村から出す補助金。——小人の給金として村から余内金を出すことは禁じられていた。

小人の人選厳しい。——勤務が厳しかったようだ。

→藩からの切り米（給金）だけでは少なく、小人に出てくれる者がいないため、村から半分を出してきたので、迷惑している。

五、混乱する城下町、収拾する役人たち

1、城下町に集結する百姓、藩側の説得

(1) 打ちこわし始まる【史料2、5】

御挽屋から打ちこわしが始まる。「呉服・太物（反物）諸品を盗み取り」

10月15日 伊勢町及び中町で打ちこわしが起こる。——『信府統記』には16日とあり。【史料5】

10月16日 城下町へ集結した百姓側の人数

六九口へ 605人

伊勢町口へ 410人

山家口へ 700人 計 1,715人

(2) 百姓側、郡奉行の呼び出しに応じず

10月16日 百姓衆、郡奉行日根野儀兵衛宅への呼び出しに応じず。上土辺りに集結。
——組手代や目付が説得するも動かず。

同日夜 18日に出す予定だった回答書を、郡奉行宅で組手代に渡す。

2、藩からの回答（第1次）（10月16日）【史料6】——5ヶ条の訴状に対する回答書。

(1) 差出：郡奉行 日根野儀兵衛、小島五郎兵衛

庄内・山家・岡田・出川・塩尻・島立・成相・上野・長尾・保高・松川・池田の12組へ1通ずつ渡す。——この時不参加だった大町・会田・麻績の3組へもほぼ同内容の証文を出す。

(2) 訴状第1条・第2条への回答 5斗3升入り3斗挽きとし、のぎ踏みみがきは無用のこと

- ・5斗3升入り米3斗挽き——水野家の先例
- ・当年、3斗4、5升挽きになっていることは、家老衆はもちろん殿様も知らなかった。
- ・強納を強いた納手代を更迭する。
- ・今後も粃5斗3升入り3斗挽きとする。
- ・のぎ踏みみがきは無用。

(3) 訴状第3条への回答 粃値段の採用

- ・大豆代納分の半分の金納分——粃値段を採用する。

(4) 訴状第4条＜前半＞への回答 欠米の撤廃

- ・1俵に1升ずつの欠米は撤廃する。
- ・1升の欠米は、納手代の勝手な指示によるもの。

(5) 訴状第4条＜後半＞への回答 津出し五里の原則は守る。但し甲州米は塩尻までの付け払い

- ・津出し五里は、御公儀（幕府）の規定。
- ・但し、甲州米は近年必要以上に送っているため、百姓側では塩尻宿までの付け払いを負担すること。

（6）訴状第5条への回答 小人への余内金の禁止

- ・小人への余内金は、御法度として禁制してきた。
- ・庄屋たちも余内金を出さない旨の証文を出しておきながら、内証で支出していたのは不埒なこと。
- ・以後、小人への余内金は村内から徴収しないこと。

3、百姓衆、城下に居座る【史料7】

10月17日 組手代ら、藩からの回答書を百姓側に示し、自分の組の者たちを連れ帰る。【史料7】
各村から回答書の内容に異存なき旨、証文を提出。

しかし、一部の百姓は城下町から遠ざかり、馬喰町（博労町）付近に居残る。

←「家老中の判形証文を願うによってなり」

4、藩からの回答（第2次）と百姓たちの解散（10月18日）【史料8】

（1）差出：「御老中方（家老）」 奥田九右衛門、鈴木主馬、山上与五左衛門、鈴木志摩、鈴木蔵人
実質上の藩の責任者から出ている

（2）2斗5升挽きの許可とその理由

- ・「先規より有り来り候といえども、この度その方ども一味仕り申上げ候段」
——藩にとっては、3斗挽きが「先規」なので、2斗5升挽きにする積極的な理由がない（見当たらない）。けれども、百姓側の願い出なので…
- ・「御公儀へ対し奉りいかがわしく候」（2回も出てくる）——幕府の目が怖い
——城下に留まる百姓衆を解散させるための措置
←江戸（幕府）への直訴を恐れた。

大名改易件数の3つの山

- ・初代将軍・徳川家康、2代・秀忠、3代・家光（慶長～寛永）
——大きな山。徳川幕府の確立期。
- ・5代将軍・徳川綱吉の時代（延宝～宝永）——中くらいの山。親藩でも改易対象に。
- ・8代将軍・徳川吉宗の時代（享保）——小さな山。 （『実像』148頁）

（3）百姓側の解散

郡奉行、御使者番ら4名、願いが聞き届けられた旨、百姓衆へ知らせ、解散させる。

次回、願い出のその後、そして首謀者の処罰から続きをお話していきたいと思います。

<参考文献>

- 「郷中訴訟之事控」（『新編信濃史料叢書 第19巻』所収）
倉科明正編集『信濃国筑摩郡安曇郡 松本領内貞享騒動関係史料集録』（2003年）
倉科明正『貞享騒動の正しい理解』（1996年）
『信州塩尻赤羽家 元禄大庄屋日記』（1974年）
鈴木重武・三井篤弘編述『信府統記』（国書刊行会・1996年）
田中薫『松本領 貞享義民一揆の実像』（信毎書籍出版センター・2005年）
『三郷村誌Ⅱ 第2巻歴史編上』（2006年）

ほか